

畑作物（麦、大豆、玄そば）の緊急時モニタリング実施要領

1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「事故」という。）に伴う放射性物質対策として、本県産畑作物（麦、大豆、玄そば）の安全性を確保するため、緊急時モニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施する。

2 モニタリングの概要

- (1) 県は、生産者、市町村、農業協同組合等の関係者にモニタリングの趣旨や内容を周知し、協力を得ながら行う。また、作付面積や出荷時期等を把握し、検体採取計画を策定した上で計画的にモニタリングを実施する。
- (2) モニタリングは、生産状況や前年度のモニタリング結果に応じて、地域区分ごとに実施する。
- (3) 検査時期は、出荷・販売前を基本とし、県は3の(4)に定める「避難指示等区域」に対して、別表1に基づきモニタリング結果の公表前において、無償譲渡を含めた出荷・販売・譲渡及び贈答の自粛（以下「出荷自粛」という。）を要請する。

3 モニタリングの方法

(1) 検査機関

福島県農業総合センター（以下「農業総合センター」という。）

(2) 品目

ア 原則として、食用として出荷・販売・譲渡及び贈答する生産者の麦（小麦・大麦）、大豆及び玄そばとする。

イ 小麦と大麦は、それぞれ別品目としてモニタリングを実施する。

(3) 検査部位

ア 大豆

豆とする。

イ 小麦及び大麦（はだか種に限る）

玄麦とする。

ウ 玄そば及び大麦（はだか種を除く）

脱穀した種子とする。

(4) 地域区分

市町村（令和5年4月1日時点）、または旧市町村（昭和25年2月1日時点）を単位とする地域において以下の区分により検査を行う。

ア 一般地域

「イ 避難指示等区域」を除いた地域。

イ 避難指示等区域

過去に避難指示区域等に指定されたことにより営農が制限されていた地域（特定復興再生拠点を含む）。

(5) 検査の区域単位と頻度

以下の考え方のもと、検査頻度は別途通知する。

ア 一般地域

市町村ごとに1点を目安。

イ 避難指示等区域

1年目(未作付地域)

:旧市町村単位に、生産者ごとまたは集荷ロットごとに1点を目安

2年目(営農再開地域)

:同一市町村内の該当地域単位に、市町村ごとに3点を目安

3年目以降(一般地域)

:市町村ごとに1点を目安

(6) 検査の強化

検査結果で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された場合、4の(2)に定めるところにより、必要に応じて検査頻度を強化し、検査を継続する。

(7) 出荷自粛について

出荷自粛については、下記のとおりとする。

ア 一般地域

出荷自粛の要請は行わない。

イ 避難指示等区域

別表1に基づき、モニタリング前に出荷自粛を要請する。

4 検査結果への対応

(1) 検査結果の公表と出荷自粛の解除

ア モニタリング結果は、県が公表する。検査結果が判明次第、県水田畑作課は報道機関等へ検査結果を情報提供し、県環境保全農業課が関係機関・団体に通知する。

イ 別表1のうち「出荷自粛あり」の地域で全ての検査結果が基準値を下回った場合、地域ごとに出荷・販売が可能となる。

(2) 高い放射性セシウムが検出された場合の対応

ア 50Bq/kg超、基準値以下の場合

検体から50Bq/kg超、基準値以下の放射性セシウムが検出された場合、該当する農林事務所農業振興普及部・農業普及所は「サンプル詳細確認票(様式2)」を作成し、速やかに県水田畑作課に報告する。

県水田畑作課はこの報告を基に、詳細検査の実施について検討し、詳細検査が必要と判断した場合には、該当する農林事務所農業振興普及部・農業普及所へ検査頻度を強化した検査の実施を指示する。検査点数については、別途検討の上、決定する。

イ 基準値を超過した場合

検体から基準値を超える放射性セシウムが検出された場合には、県は該当する旧市町村または地域における当該品目の出荷自粛を当該市町村に要請する。

当該品目の生産者または当該穀類を保管する集荷業者は、基準値を超えるおそれがある品目のロットを特定し、当該ロットについて流通したものについては回収す

るとともに、流通しないよう隔離・保管する。

また、該当する農林事務所農業振興普及部・農業普及所は「サンプル詳細確認票（様式2）」を作成し、速やかに県水田畑作課に報告する。

県は国との協議の上、地域的な広がりを確認するため、検査を実施する。

検査の結果、地域的な広がりが確認されなかった場合は、県は当該市町村長に対して出荷自粛の要請を解除する。

（3）高い放射性セシウムが検出された地域における次年度の検査点数

別表2に基づき、次年度の検査を実施する。

5 正確なモニタリングを実施するための留意事項

別紙「畑作物（麦、大豆、玄そば）のモニタリングの進め方について」により実施する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、モニタリングの実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月8日から施行し、令和5年産の検査から適用する。

この要領は、令和6年3月25日から施行する。

別表 1 避難指示等区域の検査点数・出荷自粛

1 未作付地域（※特定復興再生拠点を含む）

品目別 検査点数	1年目 (作付初年度)	2年目 (※1)	3年目 (※1)
	該当する旧市町村	同一市町村内の該当地域 (※2)	市町村
大豆、玄そば	生産者ごとに1点を目安 (※3)	市町村ごとに3点を目安	市町村ごとに1点を目安 (「一般地域」として扱う)
麦	生産者または集荷業者ごとにロット当たり1点を目安 (※4)	市町村ごとに3点を目安	市町村ごとに1点を目安 (「一般地域」として扱う)

出荷自粛	出荷自粛あり	出荷自粛あり	出荷自粛なし

※1 前年度に50Bq/kg超～基準値(100Bq/kg)以下の検出、または基準値超過がなかった場合

※2 同一市町村内に複数の該当地域がある場合には、市町村でまとめて目安の点数の検査を行う。

※3 「生産者ごとに1点を目安」の区分で検査する場合の生産者とは、収穫時点において、経営所得安定対策等加入申請、畑作物共済加入申請、JAや農産物直売所等との播種前契約または出荷契約に関する書類等により出荷の意思が確認できた生産者とする。

※4 JAの乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベータ)等で複数地域・生産者の収穫物をまとめて乾燥調製している場合は、その調製ロット1点の調査結果によって、該当する地域の出荷自粛をまとめて解除できるものとする。

生産者個人で乾燥調製を行っている場合は、生産者ごとに1ロットとする。

2 営農再開地域

品目別 検査点数	1年目	2年目 (※1)
	同一市町村内の該当地域 (※2)	市町村
大豆、玄そば、 麦	市町村ごとに3点を目安	市町村ごとに1点を目安 (「一般地域」として扱う)

出荷自粛	出荷自粛あり	出荷自粛なし

※1 前年度に50Bq/kg超～基準値(100Bq/kg)以下の検出、または基準値超過がなかった場合

※2 同一市町村内に複数の該当地域がある場合には、市町村でまとめて目安の点数の検査を行う。

別表2 50Bq/kg 超～基準値 100Bq/kg 以下を検出した地域における次年度以降の検査点数

1 一般地域

品目別 検査点数	1年目	2年目 (※1)
	市町村	市町村
大豆、玄そば、 麦	市町村ごとに3点を目安	市町村ごとに1点を目安

出荷自粛	出荷自粛あり	出荷自粛なし
------	--------	--------

2 避難指示等区域

品目別 検査点数	1年目	2年目 (※1)	3年目 (※1)
	該当する旧市町村	同一市町村内の該当地域 (※2)	市町村
大豆、玄そば	生産者ごとに1点を目安 (※3)	市町村ごとに3点を目安	「一般地域」として扱う (市町村ごとに1点を目安)
麦	生産者または集荷業者ご とにロット当たり1点を目 安(※4)	市町村ごとに3点を目安	「一般地域」として扱う (市町村ごとに1点を目安)

出荷自粛	出荷自粛あり	出荷自粛あり	出荷自粛なし
------	--------	--------	--------

※1 前年度に50Bq/kg 超～基準値(100Bq/kg)以下の検出、または基準値超過がなかった場合

※2 同一市町村内に複数の該当地域がある場合には、市町村でまとめて目安の点数の検査を行う。

※3 「生産者ごとに1点を目安」の区分で検査する場合の生産者とは、収穫時点において、経営所得安定対策等加入申請、畑作物共済加入申請、JAや農産物直売所等との播種前契約または出荷契約に関する書類等により出荷の意思が確認できた生産者とする。

※4 JAの乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベータ)等で複数地域・生産者の収穫物をまとめて乾燥調製している場合は、その調製ロット1点の調査結果によって、該当する地域の出荷自粛をまとめて解除できるものとする。

生産者個人で乾燥調製を行っている場合は、生産者ごとで1ロットとする。

3 100Bq/kg超を検出した地域における次年度以降の検査点数

該当地域の次年度の検査点数については、別途決定する。